

記入上の注意

「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」は次によって記入してください。

申請者は、高等学校等就学支援金の受給資格を有する者の熊本県に在住する生計維持者(※)になります。

※「生計維持者」とは原則、父母ですが、父母がいない場合は未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順となっています。

申請者住所は熊本県内となります。熊本県外に居住されている場合、居住している都道府県に申請してください。都道府県の担当部局及び連絡先については在籍する学校にお問い合わせください(文部科学省のホームページでも確認できます)。

生計維持者が熊本県内と県外で別居している場合は、生活の本拠地としている都道府県に申請していただくことになります。詳しくは都道府県の担当者までお問い合わせください。なお、生計維持者の一方でも海外赴任等により課税証明書等の提出ができなかった場合は、奨学のための給付金の支給対象とはなりませんので、御注意ください。

【保護者等の収入状況について】は次によって記入してください。

【6】(1)⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の個人番号カードの写し等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類(扶養誓約書)を添付してください。

【申請区分】は次のように記入してください

着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度、制服の購入が必要である世帯にレ点をつけ、併せて①制服が災害等により喪失・毀損したことについては罹災証明書②再度、制服の購入が必要であることについては、別記第5号様式(制服の再購入に係る誓約書・制服の再購入に係る証明書)を添付してください。

留意事項

過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を**卒業し又は修了したことがある場合**には、奨学のための給付金の受給資格はありません。

1人の生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてく

不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合)には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。

なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。